

## [ 6 ] 災害等非常時及び交通機関の運行休止における授業・試験の取扱いについて

重大な災害等の危険性が著しく高まっている非常時において、学生の安全を確保することを目的として、授業（試験を含む。以下同じ。）の取扱いに関し、必要な事項を次のとおり定めます。

なお、以下の定めによらず、居住区域等に気象の警報、避難情報等が発令・発表されており、登学に危険が伴う場合は、授業欠席等の取扱いにおいて不利益が生じないよう配慮します。

### 1 気象の警報、避難情報等の発令・発表時

次のいずれかの状況に該当する場合は、当日のその後に開始する授業は休講とします。

- ・広島県広島市に特別警報（種類を問わない。以下同じ。）が発令
- ・広島県広島市に暴風警報（大雨警報等を除く。以下同じ。）が発令
- ・広島市安佐南区（小学校区：安東）に避難指示（警戒レベル 4 以上）が発表



警報・注意報  
（気象庁 HP）



避難情報等  
（広島市防災ポータル）

ただし、次の場合は、授業を実施します。

- （ 1 ） 午前 6 時 30 分までに特別警報、暴風警報、避難指示が解除された場合  
1 時限目の授業から実施します。
- （ 2 ） 午前 10 時 30 分までに特別警報、暴風警報、避難指示が解除された場合  
3 時限目（午後）の授業から実施します。

なお、授業時間帯に特別警報、暴風警報、避難指示が発令・発表された場合は、授業を中止とすることがあります。

### 2 交通機関の運行休止時

アストラムラインが全面的に運行休止する場合、当日の授業は休講とします。

ただし、次の場合は、授業を実施します。

- （ 1 ） 午前 7 時までにアストラムラインの運行が再開された場合  
1 時限目の授業から実施します。
- （ 2 ） 午前 11 時までにアストラムラインの運行が再開された場合  
3 時限目（午後）の授業から実施します。

なお、授業時間帯にアストラムラインの運行休止が発表された場合は、授業を中止とすることがあります。

### 3 不測の事態等の発生時

不測の事態等の発生により、授業実施が困難であると大学が判断した場合は、授業を休講又は中止とすることがあります。授業を休講又は中止とする場合は、学内放送及びまほろばポータル等により周知します。

※災害等非常時による授業の有無を、大学に問い合わせしないこと。

※広島市安佐南区（小学校区：安東）への避難指示の発令状況については、「広島市防災ポータル」(<http://www.bousai.city.hiroshima.lg.jp/>)を確認すること。